

SCIENCE COUNCIL OF JAPAN SECTION 1

Newsletter

日本学術会議 第一部担当
〒106-8555 東京都港区六本木 7-22-34
TEL: 03(3403)5706 FAX: 03(3403)1640
E-mail: s251@scj.go.jp

第 23 期第 6 号

2016 年 3 月

■ Q & A 日本学術会議と人文・社会科学 ■

日本学術会議第一部役員会

- Q1 日本学術会議とは、どのような性格の組織ですか？
- Q2 日本学術会議の活動指針は何ですか？
- Q3 日本学術会議の基本的な構成はどのようになっていますか？
- Q4 政府との関係はどのようなものですか？
- Q5 総合科学技術・イノベーション会議との違いはどこにありますか？
- Q6 日本学術会議会員とは、どのような人びとですか？
- Q7 会員候補者はどのようにして選ばれるのですか？
- Q8 連携会員は、会員とどのように異なるのですか？ どのようにして選ばれるのですか？
- Q9 日本学術会議は、どのような仕組みで運営されているのですか？
- Q10 委員会や分科会にはどのようなものがありますか？
- Q11 若手アカデミーとは何ですか？
- Q12 第一部は、どのように構成されているのですか？
- Q13 第一部は、どのような方針で活動していますか？
- Q14 日本学術会議の提言は、どのようにして作成されるのですか？
- Q15 政府からの審議依頼にはどのようなものがありますか？
- Q16 学協会と日本学術会議とは、どのような関係にありますか？
- Q17 人文・社会科学系の学協会と日本学術会議との関係について、どう考えますか？

- Q18 日本学術会議は、人文・社会科学の振興についてどのような考えをもっていますか？
- Q19 日本学術会議は、大学教育や高校教育についての取組みを行なっていますか？
- Q20 東日本大震災・福島第一原発事故について、日本学術会議はどのような活動を行なっていますか？
- Q21 男女共同参画について、日本学術会議はどのような活動を行なっていますか？
- Q22 日本学術会議は、どのような国際活動を行なっていますか？
- Q23 日本学術会議が加盟している人文・社会科学系の国際組織にはどのようなものがありますか？
- Q24 日本学術会議の活動に関する出版物には、どのようなものがありますか？
- Q25 日本学術会議は、どのような歴史を歩んできたのですか？

Q1 日本学術会議とは、どのような性格の組織ですか？

A 日本学術会議（Science Council of Japan, SCJ）は、日本学術会議法（1949年）にもとづいて設立された機関です。「科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与すること」（同法前文）を使命とし、「わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること」（法2条）が目的とされています。

日本学術会議は、人文・社会科学と自然科学とにわたる国内約84万人の科学者を「科学者コミュニティ」と呼び、その代表として自らを位置づけています。そのような立場から、主として自らの発意により、またときとして政府の依頼に応える形で、中長期的な視点から取り組むべき、あるいは緊急に対応すべきさまざまな課題について、学術の観点から審議し、政府、科学者コミュニティ、一般社会などに対してその見解を発信しています。国家予算を含め政府の政策の決定に直接的に関与するものではありませんが、科学者コミュニティの代表としての見識が各方面から傾聴されることをめざしています。

Q2 日本学術会議の活動指針は何ですか？

A 日本学術会議は、その会員および連携会員が共有すべき基本的な目標、義務および責任の宣言である「日本学術会議憲章」（2008年）にもとづいて活動しています（末尾の【資料】を参照）。

また、日本学術会議は、責任ある科学・技術研究のためにすべての科学者が自発的に遵守すべき行動規範である「科学者の行動規範」（改訂版、2013年）を定めています。「科学者の行動規範」は、Ⅰ．科学者の責務（科学者の基本的責任、科学者の姿勢、社会の中の科学者、社会的期待に応える研究、説明と公開、科学研究の利用の両義性）、Ⅱ．公正な研究（研究活動、研究環境の整備及び教育啓発の徹底、研究対象などへの配慮、他者との関係）、Ⅲ．社会の中の科学（社会との対話、科学的

助言、政策立案・決定者に対する科学的助言）、IV. 法令の遵守など（法令の遵守、差別の排除、利益相反）を内容とするものです。

Q3 日本学術会議の基本的な構成はどのようになっていますか？

A 日本学術会議は、第一部（人文・社会科学）、第二部（生命科学）、第三部（理学・工学）という3つの部からなり、合計210名の会員は3分の1ずつ、いずれかの部に所属しています。人文・社会科学と自然科学とが同一の組織を構成していることは、世界のアカデミー（国ごとの学術機関）の中でも日本学術会議の重要な特徴となっています。

Q4 政府との関係はどのようなものですか？

A 日本学術会議は、内閣総理大臣（内閣府）の下に置かれ、その経費は国庫によって負担される国の機関ですが、「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図る」、「科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させる」という職務を、政府から「独立して」行なうこととされています（法3条）。

政府は、「特に専門科学者の検討を要する重要施策」などについて日本学術会議に諮問することができることになっています（法4条）。実際には、「審議依頼」という形をとっています。一方、日本学術会議は、①科学の振興および技術の発達に関する方策、②科学に関する研究成果の活用に関する方策、③科学研究者の養成に関する方策、④科学を産業および国民生活に浸透させる方策などについて、政府に勧告することができることになっています（法5条）。

Q5 総合科学技術・イノベーション会議との違いはどこにありますか？

A 総合科学技術・イノベーション会議（Council for Science, Technology and Innovation）は、日本学術会議と同様に内閣府の下に置かれた機関です。総合的・基本的な科学技術・イノベーション政策の企画立案及び総合調整を行なう「司令塔」として位置づけられ、内閣総理大臣を議長に、6名の閣僚（内閣官房長官、科学技術政策担当大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣）、7名の有識者および関係機関の長として日本学術会議会長からなる議員によって構成されています。自然科学分野を中心とした科学技術政策にかかわるその決定は、国家予算に直接反映します。

これに対して、日本学術会議は人文・社会科学と自然科学とにまたがる約2100名の会員・連携会員によって構成される組織で、ボトムアップ的な審議と決定を特徴としています。審議の結果を勧告、要望、声明、提言などの形で政府や社会に向かって表出することが活動の主要なあり方です。また、科学者コミュニティや市民を対象としたシンポジウムなども積極的に行なっています。

なお、「学術上功績顕著な科学者を優遇するための機関」であり、「学術の発達に寄与するため必要な事業を行う」ことを目的とする日本学士院（The Japan Academy）は、かつては日本学術会議

に附置されていましたが、現在は独立した機関として、日本学術会議とは異なる役割をはたしています。

Q6 日本学術会議会員とは、どのような人びとですか？

A 日本学術会議会員は、「優れた研究又は業績がある科学者」のうちから日本学術会議が候補者を推薦し総理大臣が任命する、非常勤の特別職国家公務員です。主として大学や研究機関に所属する研究者ですが、「優れた研究又は業績がある科学者」と認められる限り、実務家でも会員になることができます。

任期は6年で、3年ごとに半数が任命されます。再任されることはできず、70歳に達すると直ちに定年退職となります。

3年をひとつの「期」ととらえ、2014年10月から始まる期は「第23期」、この期のはじめに任命された会員は「第23期会員」と呼ばれます。

Q7 会員候補者はどのようにして選ばれるのですか？

A 現在の会員が次に任命されるべき会員の候補者を内閣総理大臣に推薦する、いわゆる「コオプテーション」方式が採られています。具体的には、現会員と現連携会員による推薦および協力学術研究団体(Q16)から提供された候補者情報にもとづき、各部の選考分科会、次いで全体の選考委員会による選考を経て、最終的には総会が候補者名簿を承認し、会長をつうじて内閣総理大臣に推薦されます。

選考にあたっては、現在の学問分野の編成が反映されるように考慮されますが、会員は個々の学問分野や学会の意思や利益の代表ではなく、学術全体の観点からその任務を遂行すべきものです。環境学のように部をまたがった学問分野や新しい学問分野も反映されるように配慮されています。また、女性会員を増加させること、地域的なバランスを図ること、産業界や実務家からの選出にも配慮することとされています。女性会員については、2016年1月現在で23.8%（第一部は31.0%）のところを2020年までに30%とすることを目標としています。

Q8 連携会員は、会員とどのように異なるのですか？ どのようにして選ばれるのですか？

A 約1900名の連携会員は、「広義の会員」として、会員とともに日本学術会議の主要な活動の場である各種の委員会や分科会に所属して活動します。狭義の会員210名は、日本学術会議の運営に携わる執行役員的な位置づけが与えられており、総会や部を構成するほか、各種委員会の委員長を務めますが、分科会の委員長には連携会員もなることができます。

連携会員は、非常勤の一般職国家公務員です。会員とほぼ同様な手続を経て、会長が任命します。会員と同様に、女性会員の増加、地域バランスや実務家などの選出への配慮のほか、若手の科学者

の選出への配慮も求められています。任期は6年で、2回まで再任されることができます。定年はありませんが、任命された時点で70歳以上の場合は、その任期が最後となります。

そのほか、国際業務または特定の専門的事項の審議に参画するために3年以下の任期を定めて任命される特任連携会員の制度もあります。

Q9 日本学術会議は、どのような仕組みで運営されているのですか？

A 日本学術会議の最高議決機関は、会員によって構成され、年2回（10月および4月）に開催される総会です。総会は会長（任期3年）を互選し、会長は総会の同意を得て副会長を指名します。3名の副会長はそれぞれ、日本学術会議の組織運営および科学者間の連携に関する事項、日本学術会議と政府・社会・国民等との関係に関する事項、日本学術会議の国際活動に関する事項を担当しています。

各部に所属する会員によって構成される部会は、年3回（10月と4月の総会時および夏期に）開催されます。部会は部長を互選し、部長は部会の同意を得て副部長および2名の幹事を指名します。正副部長および幹事は役員会を構成し、部の運営に当たっています。また、各分野別委員会の委員長を加えた拡大役員会も開催されています。

日本学術会議の運営に関する事項を審議するために、正副会長、各部の正副部長および2名の幹事によって構成される幹事会が、毎月1回、開催されています。幹事会は、各種委員会や分科会の設置やそれらの構成員の承認をはじめとする重要事項について審議・決定しており、その会議は原則として公開されています。

また、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州の7地区ごとに地区会議が設けられており、各地区の会員・連携会員を介して日本学術会議と地域社会とを結び、意思の疎通を図ると同時に学術の振興に寄与することをめざしています。

Q10 委員会や分科会にはどのようなものがありますか？

A 委員会には、各部のもとに置かれている10ずつの分野別委員会と、部を横断する委員会とがあります（第一部についてはQ12を参照）。

分野別委員会のもとには、さまざまな課題について審議する数多くの分科会が置かれています。

部を横断する委員会には、幹事会附置委員会（移転検討委員会および外部評価対応委員会）、機能別委員会（選考委員会、科学者委員会、科学と社会委員会、国際委員会）、課題別委員会（東日本大震災復興支援委員会、科学研究における健全性の向上に関する検討委員会、学術振興の観点から国立大学の教育研究と国による支援のあり方を考える検討委員会など）の3種があります。これらの委員会のもとにも、さまざまな分科会が置かれています（例えば、科学者委員会のもとでの男女共同参画分科会、科学と社会委員会のもとでの「知の航海」分科会など）。また、科学者委員会のも

とに置かれている科学力増進分科会は、科学者が最新の研究成果を市民に提供して、ともに語り合うサイエンスカフェを企画、運営しています。

Q11 若手アカデミーとは何ですか？

A 若手アカデミーは、日本学術会議会則にもとづいて設置されたもので、2015年から活動を開始しました。広く内外の若手科学者との連携を図りつつ、①若手科学者の視点を活かした提言、②若手科学者ネットワークの運営、③若手科学者の意見収集と問題提起、④若手科学者の国際交流、⑤産業界、行政、NPO等との連携、⑥科学教育の推進、などの活動を行なうものとされています。その構成員は、45歳未満の会員・連携会員から選考して幹事会が決定し、人数は60名を上限とすることとされています。

若手アカデミーには、若手アカデミー会議によって互選される代表、代表の主宰する運営分科会、課題別の若手アカデミー分科会が置かれ、若手アカデミーの主旨の範囲内で自主的に運営されています。若手アカデミー分科会には、若手による学術の未来検討分科会、若手科学者ネットワーク分科会、イノベーションに向けた社会連携分科会、国際分科会があります。

Q12 第一部は、どのように構成されているのですか？

A 第一部のもとには、言語・文学、哲学、心理学・教育学、社会学、史学、地域研究、法学、政治学、経済学、経営学の10の分野別委員会が置かれています（このほか、第二部の環境学委員会も、第一部と関連しています）。これらの分野別委員会のもとに、約80の分科会が置かれています。

また、分野を横断する分科会として、国際協力分科会（Q23）、科学と社会のあり方を再構築する分科会（Q20）、人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会（Q18）、総合ジェンダー分科会（Q21）が置かれています。

Q13 第一部は、どのような方針で活動していますか？

A 第一部は、第23期の活動方針として、3つの柱を立てています。

第1は、社会への発信です。

10の分野別委員会のもとには、約80の分科会が設けられています。ここには、①個々のディシプリンに固有な問題を扱うもの、②大学などにおける教育にかんするもの、③学術基盤の構築にかかわるもの、④国際交流にかかわるもの、⑤大規模災害・人口問題・ジェンダーなどさまざまな社会的問題に取り組むものなど、多様な性格のものが含まれています。分科会の活動の目標のひとつは、提言などの形で社会に発信することです。日本学術会議からの意思の表出には勧告・要望・声明・提言・報告・回答などさまざまな形式のものがありますが、いずれも「社会が抱える課題や、国民の福祉増進につながる科学振興に関して、会員・連携会員が高い見識をもって審議にあたり、意見を集約して、政策等に関する提言や国民に対するメッセージを発するもの」であり、もっとも一般的なのが「提言」

です。第一部においても、政策決定者・科学者コミュニティ・市民社会など、名宛人を明確に意識し、具体性のあるメッセージを含んだ質の高い提言等を発出することをめざしています。

第2は、人文・社会科学の振興です。

とりわけ東日本大震災・福島第一原発事故を契機に、日本と世界が直面する重要な諸問題に対して科学が適切な役割をはたすためには、人文・社会科学を含む諸科学が連携することが必要であるという認識がかつてなく広がってきました。しかし、他方では、人文・社会科学の研究と教育をとりまく環境はいつそう厳しさを増していることも否定できません。

日本学術会議はこれまで、人文・社会科学を含めた学術の調和のとれた発展や基礎研究の重要性を強調してきましたが、人文・社会科学の振興は何よりも第一部が中心となって取り組むべき課題であることはいうまでもありません。このことは、とりわけ第20期以来一貫して強調され、議論が継続されてきました。今期も引き続きこの課題に取り組んでいます。

第3は、科学者コミュニティとの結びつきの強化です。

日本学術会議は、「わが国の科学者の内外に対する代表機関」として位置づけられています。したがって、直接には会員・連携会員によって担われますが、科学者コミュニティ全体の代表であることを自覚し、活動を展開する必要があります。科学者コミュニティを具体的に体現するのは学協会です。前述したように、学協会は日本学術会議の重要なパートナーとして位置づけられています。第一部においては、学協会との結びつきは必ずしも充分ではありません。双方向の関係を強化するためにさまざまな方法を模索する必要がありますが、このQ&Aもそのひとつです。

また、世界の科学者コミュニティとの連携も重要な課題であり、国際協力分科会が主として担っています。

Q14 日本学術会議の提言は、どのようにして作成されるのですか？

A 提言は、日本学術会議の意思を表出するもっとも一般的な形式です。提言の原案は、委員会や分科会における審議の結果として作成され、部などによる査読を経て、最終的には幹事会による承認を経たうえで、作成した委員会・分科会などの名義で公表されます。査読にあたっては、論理展開、読みやすさ、エビデンス、引用の適切さ、既出の提言等との関係などの観点からチェックされます。また、日本学術会議は利益団体ではありませんので、利益誘導と受け取られるような内容にならないよう配慮されます。幹事会においては、論旨から語句・表現に至るまで入念な審査が行なわれています。

提言等の公表後は、1年以内にメディアや社会へのインパクトを記載した「インパクトレポート」を幹事会に提出することになっています。

Q15 政府からの審議依頼にはどのようなものがありますか？

A 近年では、2008年、文部科学省高等教育局長から「大学教育の分野別質保証の在り方」について、審議依頼を受けました。また、2014年には、文部科学省科学技術・学術政策局長から「研究活動における不正行為への対応等」について、審議依頼を受けました。これらについては後述（**Q19**および**Q16**）することとし、ここでは、2010年、内閣府原子力委員会委員長から寄せられた「高レベル放射性廃棄物の処分に関する取組みについて」と題する審議依頼に触れておきましょう。

この審議依頼では、「高レベル放射性廃棄物の処分に関する取組みについての国民に対する説明や情報提供のあり方について審議」し、提言には「地層処分施設建設地の選定へ向け、その設置可能性を調査する地域を全国公募する際、及び応募の検討を開始した地域ないし国が調査の申し入れを行った地域に対する説明や情報提供のあり方」、さらに「その活動を実施する上での平成22年度中に取りまとめられる予定のNUMO（原子力発電環境整備機構）による技術報告の役割についての意見が含まれる」ことを期待する、とされていました。これを受けて日本学術会議は、人文・社会科学系の会員・連携会員を含む「高レベル放射性廃棄物の処分に関する検討委員会」を設置して検討しました。同委員会は、①高レベル放射性廃棄物の処分のあり方に関する合意形成がなぜ困難なのかを分析し、その上で合意形成への道を探る、②科学的知見の自律性の保障・尊重と、その限界を自覚する、③国際的視点を持つと同時に、日本固有の条件を勘案する、という3つの視点から検討した結果、高レベル放射性廃棄物の最終処分をめぐる、社会的合意形成が極度に困難な理由として、①エネルギー政策・原子力政策における社会的合意の欠如のまま、高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定への合意形成を求めるという転倒した手続き、②原子力発電による受益追求に伴う、超長期間にわたる放射性の汚染発生可能性への対処の必要性、③受益圏と受苦圏の分離の3つを導き出したうえで、①高レベル放射性廃棄物の処分に関する政策の抜本的見直し、②科学・技術的能力の限界の認識と科学的自律性の確保、③暫定保管および総量管理を柱とした政策枠組みの再構築、④負担の公平性に対する説得力ある政策決定手続きの必要性、⑤討論の場の設置による多段階合意形成の手続きの必要性、⑥問題解決には長期的な粘り強い取組みが必要であることへの認識、を骨子とする回答をまとめました（2012年9月）。この回答は、政府からの審議依頼に対して、日本学術会議が独自の立場から問いそのものを設定し直したうえで審議することがありうることを示す一例となっています。

Q16 学協会と日本学術会議とは、どのような関係にありますか？

A 日本学術会議では、学会や学術的な協会を「学協会」と呼んでいます。かつては、学協会は研究連絡委員会（研連）制度をつうじて、会員候補者の選考に直接的に関与していました。現在では、このような関係はなくなっていますが、日本学術会議は学協会との連携を重視しています。

日本学術会議は、①学術研究の向上発達を図ることを主たる目的とし、かつその目的とする分野における学術研究団体として活動しているものであること、②研究者の自主的な集まりで、研究者自身の運営によるものであること、③「学術研究団体」の場合はその構成員（個人会員）の数が100

人以上であることという要件を充たす学協会を、所定の審査を経て「協力学術研究団体」として認定しています。

協力学術研究団体に対して日本学術会議は、広報刊行物、ニュースメール等を配布・配信するほか、委員会や分科会などによって開催されるシンポジウムなどを共催したり、協力学術研究団体が開催する会議を後援したりしています。また、協力学術研究団体は、会員や連携会員の候補者についての情報を日本学術会議に提供することができます。

日本学術会議の活動を実効あるものとするためには、学協会との連携をいっそう深めることが重要になっています。例えば、日本学術会議は、文部科学省科学技術・学術政策局長からの審議依頼を受けて、「科学研究における健全性の向上について」の回答（2015.3.6）を行ないました。この回答は、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）以外の不正行為の範囲（二重投稿・オーサーシップのあり方等）、実験データ等の保存の期間および方法などについて検討したものです。例えば、資料・試料等の保存の具体的なあり方については「研究分野による研究活動の特性や研究機関の状況によって大きく異なる点が多々あるので、一律の基準を定めることは難しい。本回答で提案するガイドラインを参考として、各研究機関において、研究分野のコミュニティの考え方も参考にしつつ具体的なルールを策定し実行に移すことが望まれる」と述べているように、研究分野ごとの実情を踏まえたルール作りを想定しています。そのことによって、研究の自由を制約するような過度な規制を回避しつつ、研究の健全性を向上させようとしているのです。盗用などの研究不正行為は、人文・社会科学にとっても決して無縁ではありません。この点で、大学等の研究機関と並んで、学協会による取組みが期待されることです。

Q17 人文・社会科学系の学協会と日本学術会議との関係について、どう考えますか？

A これまで、第一部の分野別委員会や分科会は、学協会やその連合と、関心を共有する課題についてシンポジウムを共催するなどの形で連携してきました。学協会とは異なり、日本学術会議の目的は研究活動そのものではなく、審議の結果を提言などの形で社会に発信することによって「科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること」にあります。これらのシンポジウムは、それ自体として、また提言の内容を充実させるプロセスの一環として、重要な意義をもっています。したがって、この形での連携は、引き続き発展させてゆくべきものと考えています。しかし、それだけでは充分ではありません。

第一部は、**Q18**で述べるように、「変化が著しい現代社会の中で人文・社会科学系の学部がどのような人材を養成しようとしているのか、学術全体に対して人文・社会科学分野の学問がどのような役割を果たしうるのかについて」「自らの内部における対話、自然科学者との対話、社会の各方面との対話を通じて」考究を深め、積極的に発信するとともに、人文・社会科学の教育・研究が置かれている政策的・制度的環境について分析して問題点を指摘し、あるべき方向を提起することを目指しています。また、日本学術会議全体としても、大学に対する国の支援や研究資金のあり方、男女共同参画、

研究の健全性の向上、オープン・サイエンスなど、学術全体にかかわる共通の課題に取り組んでいます。これらについての日本学術会議の見解が、科学者コミュニティの代表にふさわしい内容のものとなるためには、会員・連携会員の活動のみによるのではなく、大学などの研究機関と並んで科学者が活動するもうひとつの場である学協会と連携し、その知恵と経験を反映させることが重要だと考えています。また、日本学術会議の提言等が、その名宛人に応じて社会の各方面に確実に届き、議論され、政策などに生かされるためにも、学協会の力添えが必要です。

人文・社会科学系の学協会の基本的な活動は、各分野における学問研究そのものにあります。したがって、これまでは、学協会の課題と上記のような日本学術会議の課題との接点はあまり大きいものではありませんでした。しかし、3.11を契機に科学と社会との関係のあり方が問われ、人文・社会科学の置かれている環境も変化しつつある今、日本学術会議は、この接点がいつそう大きなものとなることを期待しています。

学協会の側では、ほとんどの分野で学協会の連合体が作られ、さまざまな活動を行なっています。それらと日本学術会議とのかかわりも多様であり、Q25で述べるような日本学術会議と学協会との組織的關係の変化を契機に結成されたものもあれば、それ以前から独自に活動している連合体もあります。第一部としては、これらの連合体が、さらに横のつながりを築き、人文・社会科学系学協会の「声」を発信する場となって日本学術会議を連携するようになることを期待しています。

第一部では、そのような方向に向かって前進するために、日本学術会議のウェブサイトに掲載されている第一部独自のニューズレターなどをつうじて、学協会の会員の皆さんに日本学術会議の活動についての情報をお届けすることに力を入れたと考えています。

Q18 日本学術会議は、人文・社会科学の振興についてどのような考えをもっていますか？

A 日本学術会議は、2010年、その総力を挙げて「日本の展望—学術からの提言2010」と題する文書を作成し、公表しました。同時に公表された「日本の展望—人文・社会科学からの提言」は、「日本の人文・社会科学が21世紀のグローバル化する世界の中で、いかなる社会的課題に立ち向かうのか、いかなる学術的課題を抱えているか、そして、それらの課題に対していかなる展望を持つかを明らかにするもの」でした。これらを踏まえて同じ2010年に出された勸告「総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興に向けて」は、日本の科学技術政策の法的根拠となっている科学技術基本法における「『科学技術』の用語を『科学・技術』に改正し、政策が出口志向の研究に偏るという疑念を払拭するとともに、法第1条の『人文科学のみに係るものを除く。』という規定を削除して人文・社会科学を施策の対象とすることを明らかにし、もって人文・社会科学を含む『科学・技術』全体についての長期的かつ総合的な政策確立の方針を明確にすること」を求めました。2016年度から始まる第5期科学技術基本計画に向けた提言（2015年2月）もこのような立場を確認し、「今日、社会が解決を求めている様々な課題に応えるために、自然科学と人文・社会科学とが連携し、総合的な知を形成する必要があるとの認識はかつてなく高まっている。その際、現在の人間と社会のあり方を相

対化し批判的に省察する、人文・社会科学の独自の役割にも注意する必要がある。自然・人間・社会に関して深くバランスの取れた知を蓄積・継承し、新たに生み出していくことは、知的・文化的に豊かな社会を構築し次世代に引き継いでいくことに貢献すべき科学者にとって、責任ある課題であることを認識しなければならない」、「このように、学術の総合性という視点に立って、とりわけ人文・社会科学の振興を明確に位置づけ、下からの発意の重視、多様性の尊重、相対的に少額でも安定した研究資金の確保、学術的に価値のある史資料の保存など、それにふさわしい方策を打ち立てることが急務となっている」と指摘しています。

2015年6月8日、文部科学大臣は、各国立大学法人に対して「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」の通知を行ないました。そこでは、国立大学法人の組織の見直しに際して「特に教員養成系学部・大学院、人文社会科学系学部・大学院については、18歳人口の減少や人材需要、教育研究水準の確保、国立大学としての役割等を踏まえた組織見直し計画を策定し、組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換に積極的に取り組むよう努めることとする」とされていました。これに対して日本学術会議は、7月25日の幹事会声明において、人文・社会科学は「総合的な学術の一翼」を成すのであり、「人文・社会科学のみをことさらに取り出して『組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換』を求めることには大きな疑問がある」と批判しました。その後、文部科学省は、「廃止」は主として教員養成系の新課程（いわゆる「ゼロ免」）にかかるものであると釈明しましたが、人文・社会科学系については「教育の面から改善の余地が大きい」とし、「社会的要請の高い分野への転換に積極的に取り組む」よう引き続き求めています。日本学術会議は、10月15日に改めて幹事会声明を出し、大学全体のあり方について「大学・学術界、産業界、一般の方々が自由に意見を交わして合意を形成するための議論の場を設置すること」などを提案しました。

第一部では、7月25日の幹事会声明が言うように、「変化が著しい現代社会の中で人文・社会科学系の学部がどのような人材を養成しようとしているのか、学術全体に対して人文・社会科学分野の学問がどのような役割を果たしうるのかについて」「自らの内部における対話、自然科学者との対話、社会の各方面との対話を通じて」考究を深め、積極的に発信するとともに、人文・社会科学の教育・研究が置かれている政策的・制度的環境について分析して問題点を指摘し、あるべき方向を提起することをめざしています。第一部に附置された人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会は、そのための場のひとつです。

Q19 日本学術会議は、大学教育や高校教育についての取組みを行なっていますか？

A 日本学術会議は、2008年、文部科学省高等教育局長から「大学教育の分野別質保証の在り方」について、審議依頼を受けました。この審議依頼は、中央教育審議会が学士課程教育の学習成果に関する参考指針として「学士力」を提示し、「将来的な分野別評価の実施を視野に入れて、各分野の到達目標の設定、コア・カリキュラムやモデル教材の開発を促進すること等」について提言を行なったことを踏まえ、「学位の水準の維持・向上など大学教育の分野別質保証の在り方」について日本学術会

議の意見を求めてきたものでした。これを受けて日本学術会議は、大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会を設置して検討した結果、「大学教育の多様性を損なわず、教育課程編成に係る各大学の自主性・自律性が尊重される枠組みを維持すること」などを前提としたうえで、「分野別の教育課程編成上の参照基準」についての考え方を示しました（2010年7月の回答）。その後、この考え方を踏まえて、「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準」を分野ごとに公表しています（人文・社会科学系については、2015年12月までに、経営学、言語・文学、法学、経済学、地域研究、歴史学、政治学、心理学、社会学、文化人類学、地理学、社会福祉学の参照基準が公表され、今後は哲学、教育学が予定されています）。

高校教育については、歴史教育についての史学委員会高校歴史教育に関する分科会の提言（2014年6月）が特筆されます。この提言は、高校歴史教育における「世界史」教育の重要性が指摘される一方、一部には「日本史」必修化の主張も出現している中で、「世界史」か「日本史」かの二者択一ではなく、グローバルな視野の中で、現代世界とそこにおける日本の過去と現在、そして未来を主体的・総合的に考えることを可能にする歴史認識を培う高校教育こそが現在の日本にとって肝要になっているとして、従来の「日本史」「世界史」を統合する「歴史基礎」科目を新設することを提案したもので、中央教育審議会における議論に大きな影響を与えています。

また、「歴史基礎」の考え方を取り入れた「歴史総合」と並んで「公共」（仮称）という新科目の導入が検討されていることを踏まえて、心理学・教育学委員会のもとに「市民性の涵養という観点から高校の社会科教育の在り方を考える分科会」が設置されています。

このほか、哲学委員会の哲学・倫理・宗教教育分科会は、〈考える「倫理」〉の実現に向けて 高校公民科倫理教育を作り変えることを提言しています（2015年5月）。

Q20 東日本大震災・福島第一原発事故について、日本学術会議はどのような活動を行なっていますか？

A 2011年3月11日に東日本大震災と福島第一原発事故が発生すると、当時の第21期日本学術会議は、早くも3月23日に「東日本大震災対策委員会」を設置しました。同委員会は、第1次から第6次にわたる緊急提言を発出しました。このうち、とくに第3次緊急提言「東日本大震災被災者支援・被災地域復興のために」（2011年4月3日）は、第一部が中心となってまとめたものでした。また、委員会のもとに設置された分科会も、個別的な課題についてのさまざまな提言を公表しました。例えば、エネルギー政策選択肢分科会は、「日本の未来のエネルギー政策の選択に向けて一電力供給源に係る6つのシナリオ」（2011年6月24日）と題する提言を公表し、原子力発電の即時停止から、それを将来における中心的な低炭素エネルギーに位置づけるものに至る複数の選択肢を、「学術的な根拠に基づき、総合的な判断を可能にする」ことに資するものとして提示しました（第21期の活動については、3.11当時の第1部長で、次いで副会長、会長を務めた広渡清吾氏の著書『学

者にできることは何か―日本学術会議のとりくみを通して』岩波書店、2012年が詳しく紹介しています)。

第22期においても「東日本大震災復興支援委員会」が設置され、そのもとで、災害に強いまちづくり分科会、産業振興・就業支援分科会、放射能対策分科会、災害に対するレジリエンスの構築分科会、福島復興支援分科会、エネルギー供給問題検討分科会、汚染水問題対応検討分科会、原子力発電所事故に伴う健康影響評価と国民の健康管理並びに医療のあり方検討分科会が活動しました。第21期、第22期に東日本大震災・福島第一原発事故関連で出された提言は、約50に及びます。

第23期においても、引き続き「東日本大震災復興支援委員会」が設置され、いくつかの分科会が活動しています。

東日本大震災、とりわけそれに随伴して発生した福島第一原発事故は、これまでの科学と社会との関係のあり方に深刻な反省を迫るものでした。そこで、第一部では、第22期に第二部、第三部の会員を含む「福島原発災害後の科学と社会のあり方を問う分科会」を設置し、この問題についての議論を深めました。第23期においても、「科学と社会のあり方を再構築する分科会」を設置し、日本学術会議が発出してきた数多くの提言をふり返り、それらの相互関係や残された課題についての検証に取り組んでいます。

また、第一部は2013年8月と2015年8月の夏季部会を福島市において開催し、市民に開かれたシンポジウムを開催するとともに、被災地を訪問し、現状の把握に努めました。

Q21 男女共同参画について、日本学術会議はどのような活動を行なっていますか？

A 科学者委員会のもとに、男女共同参画分科会が設けられています。同分科会は、これまで男女共同参画にかかわる提言等を公表してきました。近年では、日本学術会議協力学術研究団体および全国の大学に対してアンケート調査を実施・分析し、報告「学術分野における男女共同参画促進のための課題と推進策」(2014年9月)として公表しました。また、2015年8月には、内閣府において策定されつつあった「第4次男女共同参画基本計画」に向けて、「科学者コミュニティにおける女性の参画を拡大する方策」(2015年8月)と題する提言を公表しました。日本学術会議自身が、会員・連携会員における女性比率を高めることを目標としていることは、**Q7**と**Q8**で述べたとおりです。

第一部のいくつかの分野別委員会には、ジェンダー関係の分科会が設けられています。2014年6月にはそれらの分科会の連名で「男女共同参画社会の形成に向けた民法改正」と題する提言を公表しました。第一部のもとに置かれている総合ジェンダー分科会は、人文・社会科学をはじめとする学術全体におけるジェンダー研究の社会的役割と課題について持続的に検討するとともに、男女共同参画の健全な展開を実現すべく、学協会との連携を推進することを課題としています。

Q22 日本学術会議は、どのような国際活動を行なっていますか？

A 日本学術会議の国際活動は、世界の学術団体との連携と国際会議・シンポジウムの開催等という2つの柱からなっています。

世界の学術団体との連携という柱では、国際科学会議（ICSU）をはじめとする数多くの国際団体の加盟組織として、役員や代表を派遣し、それらの活動に貢献しています。そのひとつ、2000年に創設されたアジア学術会議（SCA: Science Council of Asia）は、日本学術会議がアジアの科学者を招聘して開催してきたアジア学術会議－科学者フォーラム（ACSC: Asian Conference on Scientific Cooperation）を発展的に改組したもので、毎年、総会と学術シンポジウムからなる会議をアジア各国で開催するのをはじめ、人文・社会科学および自然科学のあらゆる学術分野を対象とする活動を行なっています。事務局は、日本学術会議に置かれています。

国際会議・シンポジウムの開催等の柱では、国内で開催される各分野の学術に関する国際会議の中で、特に重要と認められ優先度の高い分野横断的な会議を、国内の学術研究団体と共同で開催したり、同じく国内で開催される国際会議を後援したりしています。近年特に力を入れているのは、気候、物質循環、生物多様性、人間活動を含め、地球の変動を包括的に理解し、地球規模課題の解決に資する研究の総合的な推進を目指す国際協働の枠組みである「フューチャー・アース」の一環として、持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議を毎年開催することです。フューチャー・アースには、人文・社会科学分野からの参加も期待されています。

Q23 日本学術会議が加盟している人文・社会科学系の国際組織にはどのようなものがありますか？

A 分野横断的な組織としては、国際社会科学評議会（International Social Science Council, ISSC）、国際社会科学団体連盟（International Federation of Social Science Organizations, IFSSO）、アジア社会科学研究協議会連盟（AASSREC）があります。第一部の国際協力分科会がこれらの組織との連携の中心になっています。

ISSCは、1952年にUNESCOの決議にもとづいて設立されたもので、科学アカデミーなど各国の学術を統合する組織や分野別の国際組織などによって構成されています。3年に1回国際会議 World Social Science Forumを開催（2015年は南アフリカのダーバン、2018年は福岡の予定）するほか、*World Social Science Report*を刊行するなどの活動をつうじて、社会科学の世界的発展の方向性を示そうとしています。

IFSSOは、ISSCのもとで行なわれてきた各国社会科学評議会の連携の発展として、1979年にISSCから独立した組織となったものです。隔年に総会を行なうのが主な活動で、2015年には「グローバル化：多文化社会の創造に向けた社会デザインへの社会科学的アプローチ」を統一テーマとする第22回総会が東京で開催されました。

人文学の分野では、日本学術会議はまだ加盟組織になっていませんが、ISSCに対応するものとして国際哲学人文学会議（CIPSH, Conseil International de la Philosophie et des Sciences Humaines）があります。1949年に設立され、主として分野別の国際組織によって構成されています。

また、日本学術会議として加盟している分野別の国際組織には、国際歴史学委員会（CISH）、国際科学史・科学基礎論連合：科学基礎論部門（IUHPS-DLMP）、国際科学史・科学基礎論連合：国際科学史部門（IUHPS-DHST）、国際経済科学協会（IEA）、国際経済史協会（IEHA）があります。

ほかにも加盟すべき国際組織は数多くあると思いますが、国際組織に加盟するための予算は独自の枠を形成しており、その枠内で賄わなければならないため、新規加盟は容易ではないという事情があります。

Q24 日本学術会議の活動に関する出版物には、どのようなものがありますか？

A 月刊の『学術の動向』誌は、日本学術協力財団が発行していますが、日本学術会議の広報委員会が編集委員会を構成する形で編集協力を行なっています。したがって、日本学術会議が実施したシンポジウムをはじめ、地区会議や若手アカデミーの動向など、その活動が広く反映されています。日本学術協力財団は、「学術会議叢書シリーズ」も刊行しています。

岩波ジュニア新書のサブ・シリーズとして刊行されている「〈知の航海〉シリーズ」は、おもな読者層として中学生・高校生を想定し、中学生にも理解できる水準とやさしい表現で学術の先端的な情報を提供し、若い読者の学術への関心を呼び起こすことをめざすもので、科学と社会委員会「知の航海」分科会が企画を行なっています。

Q25 日本学術会議は、どのような歴史を歩んできたのですか？

A 日本学術会議は、第2次世界大戦を経たのちの1949年に、前身である学術研究会議（1920年設立）に代わって設立されました。会員は、当初は公選制でしたが、1984年に学協会による推薦制に変更されました。現在の仕組みとなったのは、2005年10月に始まる第20期からです。

総合科学技術会議の意見具申「日本学術会議のあり方について」（2003年）を受けて行われたこの改組の要点は、①会員選考を学協会推薦制からコオペレーション方式に改めたこと、②任期制・定年制を導入したこと、③連携会員制度を導入したこと、④文学、法学、経済学、理学、工学、農学、医学の7部制を大きくくりの人文・社会科学、生命科学、理学・工学の3部制に改めたこと、⑤機動的な意思決定を可能にするために幹事会を設置したこと、などでした。

上記の意見具申は、日本学術会議の設置形態を念頭に置いて、「今回の改革後10年以内に、新たに体制を整備して日本学術会議の在り方の検討を行う」こととしていました。そこで、内閣府のもとに「日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議」が設置され、「日本学術会議の今後の展望について」と題する報告書が2015年3月に提出されました。この報告書は、組織形態について、「日本学術会議は、政府から独立性を保ちつつ、その見解が、政府や社会から一定の重みをもって受け取られるよ

うな位置付け、権限をもった組織であることが望ましい。また、日本学術会議の性格が、本質的には事業実施機関ではなく審議機関であることを踏まえると、安定的な運営を行うためには、国の予算措置により財政基盤が確保されることが必要と考えられる。／これらの点を考慮すると、国の機関であり、かつ、政府に対して勧告を行う権限を有している現在の制度は、日本学術会議に期待される機能に照らして相応しいものであり、これを変える積極的な理由は見出しにくい」と述べています。

【資料】日本学術会議憲章

科学は人類が共有する学術的な知識と技術の体系であり、科学者の研究活動はこの知的資産の外延的な拡張と内包的な充実・深化に関わっている。この活動を担う科学者は、人類遺産である公的な知的資産を継承して、その基礎の上に新たな知識の発見や技術の開発によって公共の福祉の増進に寄与するとともに、地球環境と人類社会の調和ある平和的な発展に貢献することを、社会から負託されている存在である。日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表機関としての法制上の位置付けを受け止め、責任ある研究活動と教育・普及活動の推進に貢献してこの負託に応えるために、以下の義務と責任を自律的に遵守する。

第1項 日本学術会議は、日本の科学者コミュニティを代表する機関として、科学に関する重要事項を審議して実現を図ること、科学に関する研究の拡充と連携を推進して一層の発展を図ることを基本的な任務とする組織であり、この地位と任務に相応しく行動する。

第2項 日本学術会議は、任務の遂行にあたり、人文・社会科学と自然科学の全分野を包摂する組織構造を活用して、普遍的な観点と俯瞰的かつ複眼的な視野の重要性を深く認識して行動する。

第3項 日本学術会議は、科学に基礎づけられた情報と見識ある勧告および見解を、慎重な審議過程を経て対外的に発信して、公共政策と社会制度の在り方に関する社会の選択に寄与する。

第4項 日本学術会議は、市民の豊かな科学的素養と文化的感性の熟成に寄与するとともに、科学の最先端を開拓するための研究活動の促進と、蓄積された成果の利用と普及を任務とし、それを継承する次世代の研究者の育成および女性研究者の参画を促進する。

第5項 日本学術会議は、内外の学協会と主体的に連携して、科学の創造的な発展を目指す国内的・国際的な協同作業の拡大と深化に貢献する。

【第一部ニュースレター】

日本学術会議のウェブサイト (<http://www.scj.go.jp/>) の「委員会の活動」→「第一部（人文・社会科学）」でご覧いただけます。